

【タイ】 タイにおける特許法改正案（意匠パート含む）に対するパブリックコメントの募集について

2020年10月1日

ジェトロ・バンコク事務所

事務局より、タイにおける特許法改正案（意匠パート含む）に対するパブリックコメントの募集についてのお知らせです。

タイ知財局は、特許法改正案（意匠パート含む）を公表し、パブリックコメントの募集を開始しました。

2020年9月30日から10月31日までの間、以下のリンク先にコメントを提出することができます（Google Account 必要）。

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScE1zW01qZNo7yr1aWWqPrI0y5zalpLocbHDZs4GveQilWw/viewform>

または、下記の連絡先へお問い合わせください。

Legal Development Group, Legal Division

Department of Intellectual Property

Tel. 0-2547-5191

Fax. 0-2547-4671

E-mail : legaldip09@gmail.com

なお、当初は特許パートと意匠パートの改正は別々に行われる予定で、意匠パートに先立って特許パートの改正内容は固まっておりましたが、審議の過程で双方同時に改正する方針に変更となり、今回の改正案は、特許パートと意匠パートの双方を盛り込んだものとなります。

本改正により、特許については、出願公開時期の法定化（出願から18ヵ月）や、審査請求時期の法定化（出願から3年以内）等が図られ、意匠については、権利期間の伸長（出願から10年→15年）や、ハーグ協定への対応等が図られる予定です。

改正法案について、弊所にて目下翻訳中ですので、より詳細な内容につきましては、分かり次第、続報としてお知らせする予定です。

情報公開日

2020年9月30日

URL 等

パブリックコメントの募集に関する通知

https://www.ipthailand.go.th/images/2563/Draft_Patent/NotificationDIP.pdf

パブリックコメントの募集に関する情報

https://www.ipthailand.go.th/images/2563/Draft_Patent/Detail.pdf

特許法（意匠部分含む）改正案

https://www.ipthailand.go.th/images/2563/Draft_Patent/Draft_Patent.pdf

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。